

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

10月1日強行導入

どうする?

インボイス制度

今月に入り、10月1日から導入されようとしているインボイス制度についての問い合わせが増えてきます。

「インボイス、中止にならん?やっぱり10月から始まる?」「取引先から番号を聞かれていて、もう出そうと思う」等々。登録を先延ばししていた会員も「日が迫ってきたから出しに行ってくる」の声が。それとは反対に「インボイス言われても、せん。出さん。」「登録はしない。相手も言ってる。うちが取引しなかったら相手は商売成り立たんやろから」と決めている会員も。

インボイスを登録する・しないは、事業形態、営業・取引状況によって違いますので、よく考えて決めることが必要です。

インボイス制度中止の運動を

全国の207自治体で「インボイス制度の延期」の採択がされていますが(須崎民商管轄では5市町)、物価高騰などの中、国はインボイス制度導入を強行しようとしています。全商連・民商はインボイス中止をあきらめず、廃止へつながるよう運動していきます。

2割特例 (インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減処置)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった場合、仕入税額控除の金額を特別控除税額(2割特例)とすることができます。(令和5年分(10~12月)~令和8年分まで)

【2割特例】
売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- 事前の届出が不要

※新しい計算方式

※選択可能

【一般課税】
売上げに係る消費税額から

仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

仕入れや経費の額について、実額で計算が必要

※通常の計算方式

【簡易課税】
売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入税額の実額計算不要
- 業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

アンケートを送っています
(インボイス登録済の会員除く)

自分には関係ないこと、とは思わず、アンケート記入にご協力ください。
登録どうしよう、どうしたらいいのかと、ひとりでは悩まず、まずは近くの役員、または須崎民商事務局へ声をかけてください。一緒に考えていきましょう。

毎月開催しています

~記帳教室・学習会のお知らせ~

- 9月27日(水) 多ノ郷公民館 1階多目的室
13時30分~ ★記帳教室・インボイス学習会
- 10月 2日(月) 四万十町役場 町民活動支援室
(東庁舎2階)
13時30分~ ★記帳教室・インボイス学習会
15時00分~ ☆電子帳簿保存法 学習会

参加希望・相談はお気軽に民商事務所まで
お問合せください
須崎民商事務所 0889-42-5201

